

通達甲（副監. 総. 企. 公私）第8号

令和2年3月30日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程の制定について

このたび、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（令和2年3月30日東京都公安委員会規程第5号）（以下「規程」という。）が制定され、令和2年4月1日から施行することとなったので、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程及び東京都公安委員会の権限に属する事務の部長等の事務処理に関する規程の制定について（昭和31年10月25日例規甲（総務）第27号）は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

公安委員会の権限に属する事務は、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（昭和31年10月25日東京都公安委員会規程第4号。以下「旧規程」という。）等により、警視総監等による事務の処理が行われてきたが、社会情勢の変化に伴い、旧規程制定当時とは比較にならないほど、その事務量は大幅に増加し、かつ、警視庁の組織機構も複雑化している。

よって、増加する公安委員会の事務をより一層迅速かつ的確に処理するため、このたび、公安委員会の権限に属する事務の処理について、警視総監等が処理し得る事務の処理区分の明確化及び業務の合理化という観点から見直しが行われ、新しく規程が制定されたものである。

第2 運用上の指針

- 1 公安委員会制度は、国民を代表する委員からなる合議体の意思決定機関として警察を管理し、警察の民主的運営を確保するために設けられたものであるから、その性格上、法律、条例等に明文の規定がない限り、異なる行政機関である警視総監に権限の委任をすることは

きない。

- 2 公安委員会の権限に属する事務を警視総監等が処理し得ることとされた趣旨は、増加の一端をたどる公安委員会の権限に属する事務の全てを公安委員会が個々に審査し、決裁することは事務の停滞を招くだけであり、合理的ではないことから、一般私人の権利に重大な影響を及ぼす不利益処分等を除き、事務量が多く、かつ、処理の迅速を要する等真にやむを得ない事項について、公安委員会が自らの責任においてその事務を警視総監等に処理させることとしたものである。
- 3 この規程により事務処理を行う者は、公安委員会の権限の委任を受けたわけではなく、その事務を処理することができるにとどまるものであることから、その事務の処理に当たっては慎重を期することに十分留意しなければならない。

第3 事務処理

- 1 規程別表の事務処理区分において、公安委員会の権限に属する事務を処理できる者として主管部長のほかに主管課長又は警察署長が併せて指定されている場合は、主管部長は、主管課長又は警察署長が処理すべき事務の範囲を指定するものとする。この場合、主管部長は、その指定の範囲を定期的に見直すよう、努めること。
- 2 規程により警視総監等が処理できるとされている事務であっても、重要特異な事項については処理できないこととされているが、ここにいう重要特異とは次のようなものをいうので、取扱いをする上で十分留意しなければならない。
 - (1) その処分によって後日行政訴訟が提起されるおそれがある場合
 - (2) その許可によって争訟のおそれがある場合
 - (3) 社会的反響が大きいと認められる場合
 - (4) その他事務の処理を行う者において、公安委員会の決裁を受けることが適当であると認める場合

第4 公安委員会への報告要領

- 1 規程第3条の規定により、四半期ごとに公安委員会に報告をする手続については、一括決裁方式により主管課ごとにこれを取りまとめ、次の事項を記載した決裁用紙をもって、主管部長の決裁を受けた後、企画課長（東京都公安委員会室秘書係経由）を通じて公安委員会に報告するものとする。
 - (1) 主管名
 - (2) 決裁欄
 - (3) 事務処理の期間

- (4) 事務処理の種別
- (5) 事務処理の内容
- (6) 処理件数
- (7) その他特記すべき事項

2 前1の決裁用紙は、主管部長が適宜定めるものとする。

3 警察署長が行う事務の処理については、その事務を処理した都度、月報等をもって報告することとされているものについては月報等により、主管課を経由して主管部長に報告するものとする。この場合において、主管課長は、前1の手續により公安委員会に報告すること。